

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第9号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和28年香川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>残留塩素濃度</u>)</p> <p>第6条 条例第5条第9号の規則で定める<u>残留塩素濃度</u>は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める残留塩素濃度</u>とする。</p> <p>(1) <u>遊離残留塩素濃度 通常1リットル中0.4ミリグラム程度で、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないもの</u></p> <p>(2) <u>結合塩素のモノクロラミン濃度 1リットル中3.0ミリグラム程度</u></p>	<p>(<u>遊離残留塩素濃度</u>)</p> <p>第6条 条例第5条第9号の規則で定める<u>遊離残留塩素濃度</u>は、<u>通常1リットル中0.4ミリグラム程度のもので、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないもの</u>とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。